⑻　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
⑼　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は、入札説明書による。）。
⑽　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。
⑾　手続における交渉の有無　無。
⑿　契約書作成の要否　要。
⒀　施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。
⒁　技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒂　本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は、入札説明書による。）。
⒃　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒄　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体として上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の格付を受け、かつ、特定建設工事共同企業体又は単体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒅　詳細は、入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masaki Shimakawa, Director General, Hokkaido Defense Bureau, MOD
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Public engineering works of fuel facilities at Vice Camp Chikabumidai
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : July 28, 2014, 12 : 00
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : September 9, 2014, 12 : 00
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Administration Department, Hokkaido Defense Bureau, MOD, Nishi 12-Chome, Odori, Chuo-ku, Sapporo-shi 060―0042, TEL : 011―272―7513

入札公示

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成26年７月８日

分任支出負担行為担当官
北陸地方整備局　新潟国道事務所長
近藤　　淳

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１　業務概要

⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　朝日温海道路地質調査その７業務（電子入札対象案件）
⑶　業務内容　本業務は、一般国道７号朝日温海道路事業のトンネル設計に必要な地質調査を実施するものである。
主な業務内容は以下のとおりである。
・機械ボーリング　一式
・原位置試験　一式
・室内岩石試験　一式
・土壌分析　一式
・弾性波探査　一式
⑷　履行期間　契約締結の翌日から平成27年２月27日
⑸　本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。
⑹　本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。
なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
⑺　本業務は予定価格が1,000万円を超えた場合は、「低価格受注業務がある場合における予定管理（主任）技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行を実施する業務である。
⑻　本業務は予定価格が1,000万円を超えた場合は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

２　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格　参加表明書を提出しようとする者は、アに掲げる資格を満たしている単体企業であること。
ア　単体企業
１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における平成25・26年度の地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けているものであること。
３）参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑵　入札参加者を指名するための基準　建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。
⑶　参加表明書に関する要件
１）参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。
ア　同種又は類似業務等の実績　参加表明書を提出する者は、平成16年度以降（公示日時点で完了している業務も対象とする）に元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市が発注した、下記［１］若しくは［２］の実績を有すること。（再委託による業務の実績は含まない）
なお、政令市になる前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはしない。
［１］　同種業務：１業務の総延長が250m以上のボーリング調査を含む地質調査業務
［２］　類似業務：同種業務以外のボーリング調査を含む地質調査業務
イ　実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年９月５日付け国官技第142号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年９月26日付け国官技第126号）及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年３月28日付け国官技第361号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。
ウ　国土交通省発注（北海道開発局、港湾空港関係事務に関することを除く）の平成21年度から24年度に完了しＴＥＣＲＩＳに登録されている土木コンサルタント、測量及び地質調査の企業成績評定の平均点が、60点以上であること。
なお、当該期間の国土交通省発注業務の業務成績を評価できない場合は、この限りではない。
２）配置予定技術者の資格に対する要件は、以下のとおりとする。
以下のいずれかの資格を有する者とする。
なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣を含む。以下同じ。）（土地・建設産業局（旧総合政策局も含む。以下同じ。）建設市場整備課）を受けている必要がある。